

病院で処方された義肢装具の更新および再更新についてのご案内

(兵庫県内〈神戸市を除く〉にお住まいの方)

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳をお持ちの方は、原則としてこの制度を利用して再作製(更新)することが可能です。

製作には補装具判定医の判定が必要で、以下のいずれかの方法で受けていただきます。

- 地域で開催される「巡回(移動)相談」
- 「兵庫県立身体障害者更生相談所」での来所判定

また、医療保険での装具と異なり、装具代金の全額立て替えは不要で、自己負担分のみで受け取ることができます。

【申請要件】

更新の申請には、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 治療用装具の使用開始からおおむね 6 か月以上経過していること
 - ・ 義肢装具を装着する部位の記載がある身体障害者手帳を取得済みであること
 - ・ 医師より「継続的な使用が必要」と判断されていること
 - ・ 現在使用している装具と同一型の装具であること
- ※該当可否は、主治医または福祉窓口が判断します。

【補装具製作の流れ】

- ① **申請**: お住まいの市役所・役場の「障害福祉課」で申請してください。
(持参物: 障害者手帳・マイナンバーカード・認印)
- ② **判定予約**: 「巡回相談」または「来所判定」のご予約をお取りください。
(※予約枠が限られるため早めのお申込みを推奨します)
- ③ **判定・採型**: 判定日に出席し、判定医の指示のもと弊社義肢装具士が採寸・採型します。(処方に基づいた見積書は、弊社より更生相談所へ提出します) ※採型・採寸を判定会場ではなく、病院で希望する場合は弊社義肢装具士へお伝えください。
- ④ **書類受取**: ご自宅に「支給決定通知書」「支給券」「委任状」等が届いたら弊社へご連絡ください。
- ⑤ **納品調整**: 弊社より納品日・場所(澤村義肢や対応可能な近隣病院)についてご連絡をします。
- ⑥ **納品・手続き**: 書類への記入・捺印(朱肉使用のタイプ)、自己負担額がある場合は、当日までにご準備ください。(負担額の有無は支給決定通知書に記載されています)

【※修理をご希望の場合】

まずは弊社へお電話ください。澤村義肢または近隣病院で状態を確認後、見積書を作成しますので、管轄福祉窓口へ申請ください。許可が下り次第、制度内で修理を実施いたします。

株式会社 澤村義肢製作所
〒650-0047 神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 24
TEL 078-304-6680 FAX 078-304-6681
<https://sawamuragishi.jp/>